

デジタル市場における競争政策に関する研究会（第7回）議事要旨

1 日 時 令和3年2月8日（月）13：03～14：55

2 場 所 オンライン開催

3 議事次第

(1) 開会

(2) 議事

○ アルゴリズム/AIが生じさせる競争優位性（データとAI技術階層の観点）について

○ デジタル市場における競争政策に関する研究会報告書（素案）について

(3) 閉会

4 議事概要

(1) 「アルゴリズム/AIが生じさせる競争優位性（データとAI技術階層の観点）について」について、小川弁護士から「アルゴリズム/AIと競争優位性（データとの関連を中心に）」（資料1）に基づき説明が行われ、質疑応答を行った後、株式会社^{くわだて}クロサカタツヤ代表取締役から「技術階層の観点に基づくAIの競争環境の小考察」（資料2）に基づき説明が行われ、質疑応答を行った。

その際に各委員や発表者から出された意見等は以下のとおり。

○ データの競争法上の評価方法について、現在、世界の競争当局においては、具体的な商品やサービスの市場を画定して、その市場におけるデータの競争上の重要性を評価するのが通常である。他方で、データは汎用性が高いという性質を踏まえ、特に単独行為規制や企業結合規制において、具体的な商品やサービスの市場とは別に、データ市場を画定する必要があるのではないかという考え方がある。将来的にそのような考慮が必要になる場面もあるかもしれないが、結論は出ていない。

○ 日本の個人情報保護法第23条は、個人情報取扱事業者が第三者に個人データを提供する際には、原則本人同意を得ることとしているが、同条第5項第2号は、合併その他の事由による事業承継に伴うデータの移転については、この第三者に該当しないとしている。そのため、個人情報保護法上は、合併等による個人データの移転が本人の同意なく可能である。日本の個人情報保護法のこの規定は、諸外国と比較して特殊であり、個人情報保護法は本人同意の観点から合併等によるデータの集中を防げないことについて、独占禁止法の判断において考慮する必要がある場合があるかもしれない。

- ドイツ競争法の改正において、複数市場での競争にとって顕著な重要性を有する事業者による相互運用性を妨げる行為が規制されたが、事業者はもともと困り込みをしたいと考えていること、データの標準化、ネットワークの標準化の観点からも、相互運用性を妨げる行為の実効的な規制には難しさがある。
- AI技術階層のうち、AIプラットフォームの競争は、プラットフォーム間で競争しているというより、事実上クラウド間の競争に近いと思われる。ユーザーの視点では、どのクラウドで、どのプラットフォームを使うのが重要であるため、クラウドとプラットフォームは補完財に近いと考えられる。特に開発の難易度の低いAIアプリケーションについては、性能、コスト、開発者の利便性等の観点から、AIフレームワークではなくAIプラットフォームが用いられる傾向にあり、AIアプリケーションの汎用化が進むほど、AIプラットフォームの利用が拡大すると考えられる。
- AI市場を見るときには、ルールベースAIのみで市場を捉えるか、機械学習のみで市場を捉えるか、その双方を含めた市場を捉えるか、といった技術的特性から市場を見る視点がある。また、AIの使われ方も詳細に見ていくことが必要である。
- AIシステムはクラウドと親和性が高いこと、クラウドサービス提供事業者は単なるサービスプロバイダーではなく、他の階層にも知見を有していることから、クラウドサービス提供事業者は、クラウドを起点として、他の階層への影響力を高めていくと考えられる。
- AI技術階層の競争状況は現在過渡期にあり、正確な予測は難しいものの、おそらく最終的には一番上のAIアプリケーションの階層において、顧客への優れた価値を提供できるかが競争のポイントになるのではないと思われる。また、最下層のAIチップの階層も、センサーで取得した大量のデータを解析・分析していく上で高精度のAIチップが必要であり、大手デジタルプラットフォーム事業者が自ら進出している動きがみられるなど、競争上の大きなポイントになると予想される。
- パソコン時代には、ウィンドウズとインテルが一部の階層の覇権を握り、その2社が利益のほとんどを吸い取ってしまった。AIやIoTについても、例えば、自動運転という特定の分野に用いられるAIについてのある階層の

覇権を取りたいと考えて、各社が競争していると思われる。

- AI技術階層において、ある階層で寡占化が進んだ場合、寡占した事業者が、圧倒的な調達力を背景に、自らに有利な取引を要求するといったことが懸念されるため、関連する市場動向を注視する必要がある。
 - クラウドは、通信網のように単にデータを流したり、データセンターとして溜めておくだけのものではなく、そこにアプリケーションという付加価値を提供することができるという特色がある。スマートフォンの登場以降、クラウドはアプリケーションを供給する基礎、インフラという位置付けであり、ユーザーがパーソナルデバイスを持ち続ける限り、クラウドは頭脳であり心臓と呼べるほど重要な位置付けにある。また、クラウドは、計算機がセットになっており、ユーザーの利便性が高いため、ユーザーはネットワーク化したクラウドから更に離れられない状況になっている。したがって、クラウド市場において公正な競争を機能させることがAIシステムの公正な競争を考える上でも非常に重要になるとと思われる。
 - エコシステムや競争優位性の源泉が変化していく中で、市場が変化してしまってから介入するのは遅すぎるため、競争当局としては時機を逸することなく介入していくことが重要である。
- (2) デジタル市場における競争政策に関する研究会報告書（素案）について、事務局から説明が行われた後、自由討議が行われた。

以上

(文責：公正取引委員会事務総局)